

# 開放教室の利用案内

「サークル活動の打ち合わせをできる場所が近所にあるといいな…！」  
「地域の仲間と合唱の練習をしたいけど、練習会場はあるかな？」

▼ こんなときは… ▼

## 小・中学校の教室を利用してみませんか！



皆さんのサークル活動や地域活動の場として、小・中学校の教室を、無料で貸し出ししています(小学校3校、中学校1校)。

### — 目 次 —

1. 団体登録	2
2. 開放している教室	3
3. 利用できる曜日と時間帯(=開放日)	5
4. 利用申請の流れ	6
5. 利用のキャンセル	7
6. 利用当日の注意事項	7
7. 連絡先	9

## 1. 団体登録

開放教室を利用するためには、**事前に登録が必要です**。「まちだ施設案内予約システム」の団体登録とは異なりますのでご注意ください。

### 【団体登録の流れ】

#### (1) 登録要件の確認

以下のすべての条件に該当している団体が登録できます。

- ① 市内で活動している団体で、代表者が20歳以上の町田市民であること。
- ② 構成員が5人以上であり、かつ、その半数以上が市内に在住、在勤または在学していること。
- ③ 構成員全員が同居の家族でないこと。
- ④ 営利を目的とする団体でないこと。
- ⑤ 政治・宗教活動でないこと。

※その他、教育委員会が不相当と認める団体は、登録できません。

※周辺住民への音による迷惑が考えられる場合や、施設の破損が考えられる場合は、登録及び利用をお断りすることもありますので、あらかじめご了承ください。(例：ダンス、トランペット、和太鼓など)

※常に連絡の取れる方を、団体の代表者として記入してください。

#### (2) 申請書類の提出

以下の申請書類を生涯学習センターの窓口に持参し申請してください。(郵送、FAXでは受付できません)

- ① 「町田市学校開放施設利用登録申請書」
- ② 「団体構成員名簿」

申請書類は、生涯学習センターの窓口で配布しているほか、ホームページからもダウンロードできます。また、「団体構成員名簿」は、氏名、住所(在勤者は勤務先、在学者は通学先)の記入があれば、団体で作成されている名簿でも構いません。

#### (3) 登録承認の通知

利用登録が承認されたら、代表者宛に「町田市学校開放施設利用登録証」を送付します。この登録証が手元に届いたら、団体登録は完了です。

登録証は、利用申請(利用日の予約)時及び利用当日に必要ですので、大切に取り扱ってください。

### 【登録の有効期間と登録内容変更手続き】

- ① 登録の有効期間は2年間です（はじめて登録した場合は、翌年度の3月31日まで）。引き続き開放教室をご利用予定の団体は、所定の期間内に更新手続きをしてください。なお、登録の有効期限が近くなりましたら更新手続きについてお知らせします。
- ② 登録内容に変更が生じた場合は、変更手続きが必要です。生涯学習センターにご連絡のうえ、窓口にお越しください。（例：代表者変更、住所変更など）

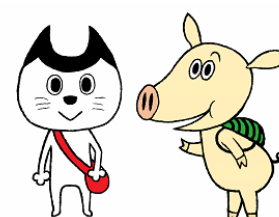
## 2. 開放している教室

開放している特別教室は、以下の4校12教室です。

なお、小学校の各教室は小学生用のつくりですので、1教室あたりの利用人数の目安は、大人20名程度です。（約60㎡/教室）

※7ページに掲載している「利用当日の注意事項」をよくお読みのうえ、ご利用ください。

本町田小学校（町田市本町田2032）		
2F	多目的室	○流し台有り ○広さ…2教室分 ※備品は使用不可
3F	ランチルーム	○食事用テーブル有り（移動可） ○手洗い場有り ○広さ…2教室分 ※要清掃



## 木曾境川小学校 (町田市木曾西1-9-1)

2 F	音楽室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ある程度防音された教室</li> <li>○ピアノ有り(※使用には事前申請が必要)</li> <li>○広さ…2教室分</li> </ul>
4 F	家庭科室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの料理用固定テーブル有り</li> <li>○流し台有り(※要清掃)</li> <li>○広さ…1.5教室分</li> <li>※包丁・まな板などの調理備品は使用不可</li> </ul>
4 F	ランチルーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食事用テーブル有り(移動可)</li> <li>○ピアノ有り(※使用には事前申請が必要)</li> <li>○広さ…2.5教室分</li> </ul>

## 小山ヶ丘小学校 (町田市小山ヶ丘5-37)

1 F	第三音楽室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会議室として使用可能</li> <li>○広さ…2教室分</li> <li>※防音設備なし、<u>ピアノなし</u></li> </ul>
2 F	理科室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実験用固定テーブル有り</li> <li>○広さ…1.5教室分</li> <li>※備品は使用不可</li> </ul>
2 F	図工室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○工作用固定テーブル有り</li> <li>○広さ…2教室分</li> <li>※備品は使用不可</li> </ul>
3 F	音楽室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ある程度防音された教室</li> <li>○ピアノ有り(※使用には事前申請が必要)</li> <li>○広さ…1.5教室分</li> </ul>
3 F	家庭科室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの料理用固定テーブル有り</li> <li>○流し台有り(※要清掃)</li> <li>○広さ…1.5教室分</li> <li>※包丁・まな板などの調理備品は使用不可</li> </ul>

## 鶴川中学校 (町田市小野路町1905-1)

1F	小ホール 【定員200名】	○小さな舞台、演台有り ○階段式客席(固定) ○プロジェクター・マイク等のAV設備、 ピアノ有り(※使用には事前申請が必要) ※AV設備を使用するには、事前に取り扱い説明の受講が必要です。詳細は開放教室管理人事務所にお問い合わせください。 ※飲食禁止です。
2F	ミーティングルーム 【定員約8名】	○折りたたみ机、椅子有り

### 3. 利用できる曜日と時間帯(=開放日)

小学校3校	時期	時間帯/曜日	月	火	水	木	金	土・日・祝日
	通年	午前	-	-	-	-	-	-
午後		-	-	-	-	-	-	13:00~17:00
夜間		-	18:30~21:00	-	18:30~21:00	-	-	17:30~21:00
夏季期間 7/21~8/31	午前	-	-	-	-	-	-	9:00~12:00
	午後	-	13:00~17:00	-	13:00~17:00	-	-	13:00~17:00
	夜間	-	17:30~21:00	-	17:30~21:00	-	-	17:30~21:00

鶴川中学校	時期	時間帯/曜日	月	火	水	木	金	土・日・祝日
	通年	午前	-	-	-	-	-	-
午後		-	-	-	-	-	-	13:00~17:00
夜間		-	-	-	18:30~20:30	18:30~20:30	-	-

#### 【注意】

- ① 一覧表中の「-」のときは、利用及び利用申請できません(開放教室管理人事務所も休み)。
- ② 年末年始(12月29日~1月3日)は利用及び利用申請できません。
- ③ 学校行事、選挙などの理由により、利用及び利用申請を中止することがあります。
- ④ 鶴川中学校については、祝日と開放を行わない日が重なった場合は、開放いたしません。
- ⑤ 利用時間には、準備、片付け、清掃、学校敷地外へ出るまでの時間を含みます。

## 4. 利用申請の流れ

### (1) 利用申請の受付場所

利用申請は、利用希望の教室がある学校の開放教室管理人事務所で受け付けます。  
なお、手続きの際は「町田市学校開放施設利用登録証」をご持参ください。

### (2) 利用申請の受付期間と受付時間

原則、利用する月の前月の第一土曜日 13:00から利用日の7日前まで申請できます。

#### 【注意】

- ① 受付開始日の13:00の時点で、日時・教室の利用希望が複数の団体で重なった場合は、抽選となります。抽選申込みは4回分を上限として申請できます。(教室ごと・利用時間区分ごとに1回分と数えます。)
- ② 受付開始日が開放日にあたらぬ場合は、次の開放日以降になります。受付開始日が平日になった場合、18:30から受け付けます。

### 利用申請受付時間

#### 【本町田小学校・木曽境川小学校・小山ヶ丘小学校】

火・木曜日 18:30～19:30

土・日・祝日 13:00～14:00

#### 【鶴川中学校】

木・金曜日 18:30～19:30

土・日・祝日 13:00～14:00

※原則、開放日にあたらぬ場合は利用申請できません。

### (3)利用申請書の記入

以下の書類を記入してください。管理人から「利用承認書」を受け取りましたら、利用申請は終了となります。

#### 《窓口で記入する書類》

- ①「町田市学校開放施設利用申請書」 ※複写式
- ②「教室開放『備品・付属品』使用申請書」 ※備品を使用する場合

### (4)利用当日について

「利用承認書」と「登録証」を、管理人が確認しますので、ご持参ください。

## 5. 利用のキャンセル

利用申請した教室を都合により利用しなくなった場合は、利用申請受付時間内に、各校の開放教室管理人事務所に連絡してください。

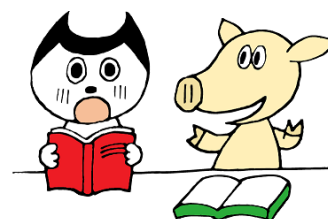
※各校の開放教室管理人事務所へ、発行済の「利用承認書」を返却してください。

※キャンセルは他の団体のご迷惑となりますので、利用日時等を十分検討のうえ、利用申請してください。

## 6. 利用当日の注意事項

### (1)来校時の注意

- ① 学校関係者の出入り口と、開放教室利用者の出入り口(玄関)は異なります。詳しくは、生涯学習センターへお問い合わせください。
- ② 学校に駐車場はありますが、開放教室利用者専用の駐車場はありません。駐車スペースは限られていますので、**公共の交通機関をご利用ください**。



## (2) 教室利用時の注意

児童・生徒との共用部分を開放するため、授業に支障がないよう、ご協力をお願いします。

- ① 利用の承認を受けた教室以外へは立ち入らないでください。
- ② 利用の承認を受けた目的以外に利用しないでください。
- ③ 各教室とも、冷暖房完備です。使用した場合は、必ずスイッチを切って退室してください。
- ④ テーブル(机)や椅子を使用する場合は、床を傷つけないようにしてください。また、使用後は元の状態に戻してください。
- ⑤ 構成員名簿に記入されている方以外の利用はできません。
- ⑥ 児童・生徒の作品などには、手を触れないでください。
- ⑦ ゴミは、持ち帰ってください。
- ⑧ 学校敷地内での喫煙・飲酒は、厳禁です。
- ⑨ 教育委員会の承認無く、火気を使用しないでください。
- ⑩ 上記のほか、各校で注意点が異なる場合がありますので、管理人の指示に従ってください。





## 7. 連絡先

### (1) 各校開放教室管理人事務所等

空き部屋の照会やキャンセル連絡は、利用申請受付時間(6ページ参照)にお願いします。

※利用申請受付時間外の来訪及び電話、学校(職員室等)への問い合わせはご遠慮ください。

- |           |            |              |
|-----------|------------|--------------|
| ① 本町田小学校  | 「開放管理人事務所」 | 042-721-5758 |
| ② 木曾境川小学校 | 「開放管理人事務所」 | 042-791-6451 |
| ③ 小山ヶ丘小学校 | 「開放管理人事務所」 | 042-771-7970 |
| ④ 鶴川中学校   | 「管理人室」     | 042-736-0591 |

### (2) 生涯学習センター

開放教室についてのお問い合わせは、以下までお願いします。

町田市教育委員会 生涯学習部 生涯学習センター「開放教室」担当

〒194-0013

町田市原町田6-8-1(町田センタービル6階)

TEL: 042-728-0071 FAX: 042-728-0073

#### 【休館日】

- ・毎月第4月曜日(祝日の場合は次の平日に休館)
- ・年末年始(12月29日～1月3日)

#### 【窓口受付時間】

9:00～17:00

2020年4月1日

# 生涯学習センター キャラクター紹介！

## 「マナブゥ」 & 「マニャミン」

『生涯学習 NAVI 好き！学び！』に登場する  
生涯学習センターキャラクターのふたりをご紹介します♪

### ★ マナブゥ ★

リュックには勉強道具が入っている。歴史が大好き。  
散歩がてらまちだの名産品スイーツを食べ歩くのが趣味。  
まじめで温厚、ほっこり癒し系のブタのおとこのこ。



### ★ マニャミン ★

肩からさげているかばんには勉強道具が入っている。  
新しいことを知るのが大好きで、学ぶ度に「ビックリ！ほほお～！  
嬉しい！」とリアクションが大きい感動屋さん。  
自分が感動したものを共有したい社交的なネコのおんなのこ。

かばんの中身など、詳しくは…

町田市生涯学習センター

検索

